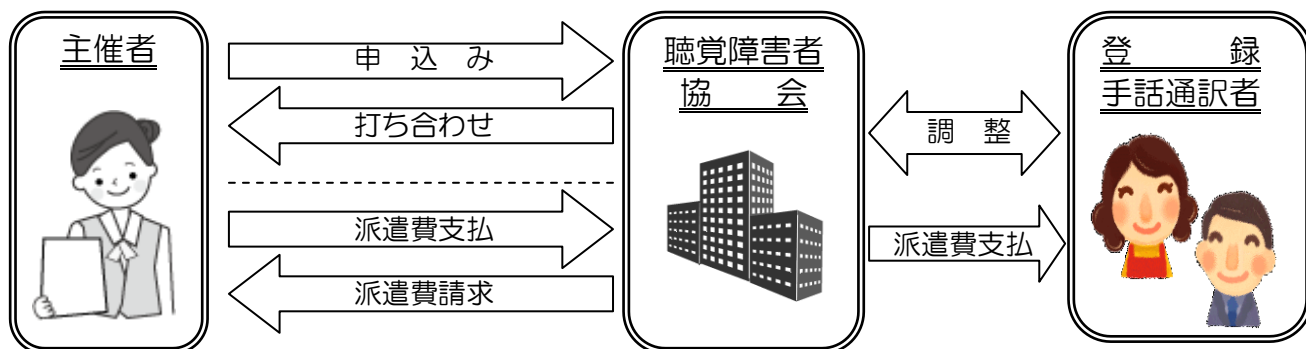


鳥取県聴覚障がい者意思疎通支援事業～手話通訳派遣のご案内～

手話通訳の必要な聞こえない方・聞こえにくい方が参加される行事には、手話通訳者を準備する必要があります。鳥取県では聞こえない方・聞こえにくい方の社会参加を促進するため、手話通訳者を派遣します。(鳥取県が公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会に委託しています)

申し込みたいときは



①手話通訳の申し込み

別添「手話通訳者派遣申込書」に必要事項を記入の上、実施15日前までにFAXまたは郵送または来所にてお申し込みください。申込み後、日時・場所・内容・手話通訳の必要な聞こえない方・聞こえにくい方の参加状況・費用・事前資料などを確認させていただきます。その他、当日の待ち合わせや通訳環境(立ち位置・照明等)の確認もさせていただきます。

②手話通訳者の調整

日時・内容・場所などによって派遣する手話通訳者を調整します。

※ 手話通訳者派遣人数は通訳の内容・時間により判断させていただきます。通常30分を超える会議・講演などへの派遣は手話通訳者が交代して行うため、複数派遣となります。

③その他

講演会・行事などでは、手話通訳を準備できる旨を広報してください。広報がなければ聞こえない方・聞こえにくい方の参加は期待できません。事前申込み制の場合は、申込みの際に手話通訳が必要かについて確認をしてください。できるだけ事前に手話通訳の必要な方の有無を確認してください。

費用等について (鳥取県聴覚障がい者意思疎通支援事業の規定に基づいています。)

料金	開始から1時間まで：3,000円(その後は1,500円/30分とします。)
旅費	実費(公共交通機関で換算)
備考	1) 上記時間は拘束時間とします。 2) 主催者の事情によって上記を適用できない場合は、主催者との協議の上で決定します。 3) 県委託事業により、1名分の派遣費用は不要です。 4) 下記の内容での派遣事業による派遣はできかねます。ご了承ください。 ◎企業(営利)の活動 ◎理事長が不適切と判断したもの

＝秘密は守ります＝

公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会 (鳥取県西部聴覚障がい者センター)

〒683-0845

米子市旗ヶ崎6丁目19-48 堀田ビル1階

TEL: 0859 (30) 3659

FAX: 0859 (30) 3660

